

# 一宮市住宅事業等に関する指導要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、一宮市民生活における良好な環境を確保し、良好な生活環境の整備を図り、もって市民福祉の向上と健康で文化的な都市の実現をさせるため、関係法令に定めるもののほか、建築等について一定の基準を定め、住宅建設事業を行おうとする者又は一定の建築物等の建設事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）に協力を求め、適切な指導を行うことを目的とする。

## (適用範囲)

**第2条** この要綱は、次の各号のいずれかに該当する事業について適用する。

(1) 住宅建設事業で次に掲げるもの（以下「住宅事業」という。）

ア 集合住宅（共同住宅又は長屋住宅をいい、住戸以外の用途を併設するものを含む。以下同じ。）で床面積が30平方メートルを超える住戸（以下「一般形式住戸」という。）を20戸以上有するもの

イ 集合住宅で床面積が30平方メートル以下の住戸（以下「ワンルーム形式住戸」という。）を30戸以上有するもの

ウ 集合住宅で一般形式住戸とワンルーム形式住戸を併設するもので、次に掲げる式によって算定した戸数（小数点以下切上げ）が20戸以上となるもの

$$A + B \times 2/3$$

A：一般形式住戸の戸数

B：ワンルーム形式住戸の戸数

エ 集団住宅（集団の戸建住宅をいう。以下同じ。）で計画戸数が20戸以上のもの

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による建築確認申請を必要とするものの新築又は用途変更（法第87条第1項によるものに限る。）で、次のアからウまでに掲げる建築物

ア 工場又は倉庫の用途にあつては、工業地域又は工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域をいう。）以外の区域内で、延べ床面積が3,000平方メートル以上のもの又は延べ床面積が1,000平方メートル以上のもので周辺環境を悪化させるおそれがやや多いもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）に規定する風俗営業にあつては、商業地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。）以外の区域内で、パチンコ店又はゲームセンターの用途に供するもの

ウ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に規定する公衆浴場の用途にあつては、延べ床面積が1,000平方メートル以上のもの

(3) 中高層建築物にあつては、法第2条第1号の規定による建築物で、新築、改築又は増築により高さが18メートルを超えるもの

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)による廃棄物処理施設にあつては、次に掲げる施設

ア 廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の用途に供するもの

イ 廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の用途に供するもの

(5) 高さ31メートルを超える工作物(携帯電話の中継無線塔等)

2 住宅事業で、同一事業者が既事業区域に隣接し、既事業完了後1年以内に事業を行う場合で、その計画戸数の合計が前項第1号の規定に該当するときは、この要綱の規定を適用する。

3 次に掲げる事業による建築等については、この要綱の規定は適用しない。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業

(2) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業

(3) 都市計画法第12条第1項に規定する市街地開発事業

(4) 非常災害のため必要な応急措置として行われるものの事業

(事前協議等)

**第3条** 事業者は、法令で定める手続を行う前に市長に事前協議申出書を提出し、この要綱に定める事項について協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による事前協議申出書を提出する前に、第7条から第22条までに規定する事項について、関係機関及び関係部局との調整を図るものとし、併せて別に定める事項のうち該当するものについて事業計画書を作成し、事前協議申出書に添付しなければならない。

3 前項の規定による関係機関及び関係部局との調整内容については、調整結果報告書に取りまとめ、事前協議申出書に添付しなければならない。

4 市長は、協議の結果、指示事項がある場合は、指示書により事業者に通知するものとする。

5 事業者は、前項の規定による指示書を交付された場合は、指示事項に対する回答を市長に対し文書で行わなければならない。

6 市長は、協議の結果支障がないと認めた場合又は前項の規定による事業者の回答の内容に支障がないと認めた場合は、事前協議が終了した旨の通知書を事業者に交付するものとする。

(建築物等協議会)

**第4条** 前条第1項の規定により提出された事前協議申出書の内容についての協議は、一宮市建築物等協議会(以下「協議会」という。)において行う。ただし、関係者等への調整が十分なされていると認め、かつ、事前協議申出書に添付された関係各課等との調整結果報告書等において支障がないと認めるものについては、協議会を省略することができる。

2 一宮市建築物等協議会の組織及び運営に関する事項は、一宮市建築物等協議会設置規程(平成17年一宮市訓令第2号)の規定による。

3 第1項の規定は、事業者が同項の事前協議の後において事業の内容を変更しようとする場合について準用する。ただし、軽微な変更又は規模等が縮小される変更で区域周辺への居住環境影響上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

(関係者への周知等)

**第5条** 事業者は、第3条第1項の事前協議申出書を提出する前に、建築等の事業計画について

当該建築等の区域周辺の関係者に十分な説明をしなければならない。

2 前項の規定による関係者とは、次に掲げるものをいう。

(1) 計画建築物（高さ10mを超えるもの）により、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面上で2時間以上日影となる部分を生じる範囲にある土地の所有者並びに建築物の所有者、居住者及び使用者

(2) 計画建築物の敷地境界線から周囲10m以内の範囲にある土地の所有者並びに建築物の所有者、居住者及び使用者

(3) 事業区域に属する町会長（一宮市町会長設置規程（昭和37年一宮市規程第1号）に規定する町会長をいう。）

3 事業者は、関係者から説明会の開催を求められたときは、これに応じなければならない。

4 事業者は、第1項及び前項の説明を行ったときは、説明内容、関係者からの質問及び意見並びにそれらに対する事業者の回答を示す報告書を事前協議申出書に添付しなければならない。この場合において、協定を締結したときは、協定書の写しを添付しなければならない。

5 事業者は、建築等の施行に伴う紛争を防止するため、区域周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとし、万一紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもって解決に当たらなければならない。

6 事業者は、当該建築等の区域周辺の関係者に計画の周知を図るため、第3条第1項に規定する事前協議申出書を市長に提出する日の7日前から工事完了まで、計画地の見やすい場所に標示板を設置しなければならない。

#### （災害及び公害の防止等）

**第6条** 事業者は、事業の施行に当たっては、災害及び公害の防止、住民の生命及び財産の保護並びに文化財及び自然環境の保全のため最大の努力を払わなければならない。

#### （道路及び水路）

**第7条** 事業区域内の道路又は水路（市長が必要と認める事業区域外の道路又は水路を含む。）は、事業者が整備し、施設の帰属及び管理について市長と協議しなければならない。

2 前項の規定により設置する道路又は水路は、市の計画に適合させなければならない。

3 住宅事業の事業区域は、原則6メートル以上の幅員を有する道路に接しなければならない。ただし、事業区域が3,000平方メートル未満のもの（以下「小規模事業」という。）で、通行上支障がない場合は、4メートル以上とすることができる。

4 前項の事業区域内に設置される道路の幅員は、6メートル以上とする。ただし、小規模事業の場合は、4メートル以上とすることができる。

#### （公園及び緑地）

**第8条** 事業区域は、既存の緑地の保全を図るとともに、区域内にできる限り緑地を確保するよう努めなければならない。

2 住宅事業のうち集合住宅で20戸以上の一般形式住戸を有するものを計画する事業者は、区域内に次の算式によって得た面積以上の幼児の遊び場又はこれに類する広場（以下「遊び場等」という。）を設置しなければならない。

$3\text{ m}^2 \times \text{一般形式住戸の戸数} \times (1 - \text{建蔽率})$

3 住宅事業のうち集団住宅を計画しようとする事業者は、事業区域内に区域面積の3パーセント又は150平方メートルのいずれか大きい方の面積以上の公園又は緑地（以下「公園等」という。）を確保しなければならない。

4 事業者は、前2項の規定により設置される遊び場等又は公園等の用地及び施設の帰属及び管理について、市長と協議しなければならない。

5 遊び場等又は公園等の整備内容については、別に定めるところによる。

#### （上水道）

第9条 事業者は、事業区域を給水区域とする水道事業者と、給水について協議しなければならない。

#### （雨水及び汚水）

第10条 雨水及び汚水の排出方法は、合流式下水道区域以外は、分流式とし、排出可能な地点まで事業者において排水路を整備しなければならない。

2 事業者は、事業区域内において、貯留・浸透施設等の設置により雨水の流出を抑制する措置を講じなければならない。

#### （し尿等の処理施設）

第11条 事業区域内におけるし尿の処理については、終末処理施設を有する下水道に汚水を放流する場合を除き、合併処理浄化槽によらなければならない。

2 前項の規定により処理された処理水の放流に起因して生ずる第三者との紛争は、すべて事業者の責任において誠意を持って解決に当たらなければならない。

#### （下水道）

第12条 事業者は、事業区域が一宮市公共下水道処理区域又はその計画区域に存する場合は、下水道事業等管理者と下水道整備計画との整合性について協議しなければならない。

#### （集会施設）

第13条 住宅事業のうち集合住宅で50戸以上の一般形式住戸を有するもの又は集団住宅で計画戸数が100戸以上のものは、計画人口に応じた適当な規模の集会施設を設置しなければならない。

#### （ごみ集積場等）

第14条 住宅事業を計画する事業者は、別に定めるごみ集積場を設置するものとし、事業区域内のごみ収集等について、市長と協議しなければならない。

#### （消防水利施設）

第15条 事業者は、消防水利施設について、消防長と協議し、必要に応じて事業者の負担において設置しなければならない。

2 前項の消防水利施設とは、別に定めるものをいう。

#### （駐車場等）

第16条 事業者は、安全かつ円滑な道路交通機能を維持するため、事業区域内に適切な台数分の駐車場を確保するものとし、設置に当たっては、別に定める基準によらなければならない。

- 2 集合住宅で一般形式住戸又はワンルーム形式住戸を有するものを計画する事業者は、別に定める計画戸数に見合う駐車場及び駐輪場を、原則として事業区域内に設置し、その維持管理に関する事項を関係者と取り決めなければならない。
- 3 500平方メートル以上の駐車場を設置する場合は、「アイドリングストップ」周知の旨の標示板を設置しなければならない。

**(安全を守る施設等)**

**第17条** 住宅事業を計画する事業者は、ガードレールその他の住民生活の安全を守る施設を別に定めるところにより事業者の負担において整備しなければならない。

**(教育施設等に関する事項)**

**第18条** 住宅事業で計画戸数が500戸以上の場合には、次の基準により算出した小中学校及び保育園用地の確保について、第3条第1項の規定に基づく事前協議申請書を提出する前に市長と協議しなければならない。

- (1) 計画戸数1戸につき小中学校用地として 19平方メートル
- (2) 計画戸数1戸につき保育園用地として 1平方メートル

- 2 事業者は、保育所、幼稚園、小中学校等の施設に日影となる部分を生じさせる場合には、日影の影響について特に配慮し、当該施設の設置者と協議しなければならない。
- 3 事業者は、工事車両の通行経路が園児、児童又は生徒の通園又は通学路に当る場合は、当該施設の設置者と協議し、安全対策を講じなければならない。

**(電波障害の改善)**

**第19条** 事業者は、計画建築物（高さ10mを超えるもの）により電波障害の生ずるおそれのある場合は、事前に調査等を行い、その対策を検討しておかななければならない。

- 2 事業者は、電波障害が生じた場合は、速やかに障害の範囲を調査し、障害を解消するため必要な措置を講じなければならない。

**(光害対策ガイドラインに関する事項)**

**第20条** 事業者は、環境省策定の光害対策ガイドラインを遵守するものとし、屋外照明環境について市長と協議しなければならない。

**(管理に関する事項)**

**第21条** 住宅事業のうち30戸以上のワンルーム形式住戸を有するものを計画する事業者は、管理に関し次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 管理人室を設置し、管理人を置くこと。ただし、確実な管理業務が行われ、周辺関係者からの苦情に迅速に対応できるときは、この限りでない。
- (2) 敷地内の見やすい場所に、管理人の氏名（法人にあっては、その名称）及びその連絡方法を明記した標示板を設置すること。
- (3) 次に掲げる事項を含む管理のための規約等を定めること。
  - ア 指定された日以外にごみを出さないこと。
  - イ ごみ集積場を清潔に保つこと。
  - ウ 騒音等により周辺に迷惑をかけないこと。

### **(文化財の保全)**

**第22条** 事業者は、事業区域内における埋蔵文化財等について、事前に教育委員会と協議しなければならない。

### **(損害の補償)**

**第23条** 事業者は、事業の施行上他人に与えた損害については、その補償の責めを負わなければならない。

### **(雑則)**

**第24条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### **付 則**

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 一宮市住宅地開発事業に関する指導要綱（平成5年4月1日施行）
  - (2) 一宮市特定用途建築物等に関する指導要綱（平成16年4月1日施行）
- 3 この要綱の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に次に掲げる書面が提出された案件については、なお従前の例による。
  - (1) 前項の規定による廃止前の一宮市住宅地開発事業に関する指導要綱第4条第1項の規定による事前協議申請書
  - (2) 前項の規定による廃止前の一宮市特定用途建築物等に関する指導要綱第4条第1項の規定による建築協議申出書

#### **付 則(平成23年8月22日改正)**

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

#### **付 則(平成25年3月7日改正)**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### **付 則(平成27年3月24日改正)**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### **付 則(平成28年5月2日改正)**

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

#### **付 則(平成30年3月30日改正)**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 一宮市住宅事業等に関する指導要綱施行細則

一宮市住宅事業等に関する指導要綱（平成19年6月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項は、この細則に定めるところによる。

- 1 要綱第2条第1項(2)アの「周辺環境を悪化させるおそれがやや多いもの」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2(ぬ)項に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物を除く。）をいう。
- 2 要綱第3条第1項の規定による事前協議申出書は、**様式第1**によるものとし、**表1**に掲げる図書を添付のこと。
- 3 要綱第3条第2項の規定による別に定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 電波障害対策
  - (2) 工事期間中の通学路等の安全対策
  - (3) 完成後の通学路等の安全対策
  - (4) 工事期間中の駐車、騒音・振動・粉じん等に関し周辺住民に配慮をした計画
  - (5) 雨水対策（透水性舗装、浸透枳、貯留槽等）
  - (6) 駐車場の確保
  - (7) 工事車両等工事中の安全対策
  - (8) 夜間照明による周囲の農作物や住宅への悪影響に対する防止対策
  - (9) 広告物の設置計画（屋外広告物条例に基づく届出（届出先は公園緑地課））
  - (10) 集合住宅で30戸以上のワンルーム形式住戸を有するものにあつては、建物完成後における管理に関する事項及び連絡先の明示（連絡先看板設置）計画
  - (11) 風俗営業等のパチンコ店、ゲームセンターにあつては、風俗営業の許可の見込み（一宮警察署）
  - (12) 公衆浴場法によるスーパー銭湯にあつては、次のアからウに掲げる事項
    - ア ボイラーの騒音対策（県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出（届出先は環境保全課））
    - イ 煙突、エアコン室外機の設置位置について近隣住宅への配慮をした計画
    - ウ 公衆浴場法、同法に基づく愛知県条例及び食品衛生法等に基づく計画
  - (13) 高さ31メートルを超える工作物（携帯電話の中継無線塔等）の新設にあつては、伝搬障害防止区域との関係を配慮した計画
  - (14) 廃棄物処理施設にあつては、法第51条ただし書きの許可の見込み
- 4 要綱第3条第2項で定める事業計画書は、**様式第2**によるものとする。
- 5 要綱第3条第3項で定める関係各課等との調整結果報告書は、**様式第3**によるものとし、**別表**に掲げる調整事項について協議すること。
- 6 要綱第3条第4項で定める事業者へ通知する指示書は、**様式第4**によるものとする。
- 7 要綱第3条第6項で定める事前協議が終了した旨の通知書は、**様式第5**によるものとする。
- 8 要綱第4条第1項の「支障がないと認めるもの」とは、関係各課等において支障がないと確

認がなされたものとする。

9 要綱第5条第4項の規定による説明内容、関係者からの質問及び意見並びにそれらに対する事業者の回答を示す報告書は、**様式第6**によるものとする。

10 要綱第5条第6項の規定による標示板は、**様式第7**によるものとする。

11 要綱第8条第5項の公園等又は遊び場等の施設の整備は、次に定めるところによる。

- (1) 住民が有効かつ安全に利用できる位置とすること。
- (2) 形状は、できる限り正方形又は長方形の平坦地とし、集団住宅において設置する公園等にあっては、道路に接して2箇所以上の出入口が設置されていること。
- (3) 利用者の安全を図り、かつ、遊戯施設等を有効に配置すること。

12 要綱第14条のごみ集積場は、次に定めるところによる。

- (1) ごみ収集車が容易に横付けできる道路に面した箇所（歩道、電柱、標識等、収集の妨げとなる箇所は避けること。）とし、奥行き2m以下、1戸当り0.3㎡以上（ワンルーム形式住戸は0.15㎡以上）のスペースを確保すること。
- (2) 道路との高低差はなしとし、周囲をブロック等で囲う場合は3段以下とすること。

13 要綱第15条の消防水利施設は、次のものをいう。

- (1) 消防水利（消火栓、防火水槽）
- (2) 消防用進入路
- (3) 消防活動用空地

14 要綱第16条第1項の駐車場の設置基準は、次に定めるところによる。

- (1) 1台あたりのスペースは、原則として、2.3m×5m（機械式の駐車場の場合を除く。）以上とする。ただし、駐車場附置義務条例に該当するものは、それによること。
- (2) 駐車場の出入口は、交通安全を考慮した位置とし、交差点から5m以内は原則設置しないこと。
- (3) 前面道路からの並列駐車（ハーモニカ形状のもの）は原則認めない。ただし、配置計画等によりやむを得ない場合は、奥行を5.5m以上とし、前面道路が通学路となっているときは、当該駐車場利用者への注意喚起の旨の標示板を設置すること。
- (4) 敷地境界に接して設ける場合は、隣地に対しヘッドライトの照射を防ぐよう、植栽等の措置を講じること。
- (5) 機械式の駐車場を設置する場合は、操作時の騒音、振動に十分配慮した構造とすること。

15 要綱第16条第2項の駐車場等の施設の整備は、次に定めるところによる。

- (1) 駐車場は、事業区域内に計画戸数以上の台数分を確保すること。ただし、配置計画等によりやむを得ない場合は、事業区域内に計画戸数分の70%以上の台数分を確保するものとし、不足台数分については、市街化区域においては申請地周辺（敷地境界線から200mの範囲内）で、市街化調整区域においては隣接の自己管理地で確保すること。
- (2) (1)で敷地外に駐車場を設ける場合は、当該計画建築物に附置するものである旨の標示板を設置すること。
- (3) 駐輪場は、事業区域内に計画戸数の1.5倍以上の台数分を確保すること。



(4) (1)において、ワンルーム形式住戸については、ワンルーム形式住戸の数に3分の2（商業地域にあつては2分の1）を乗じた数（小数点以下切り上げ）に一般形式住戸の数を加えた数を計画戸数として適用のこと。

(5) (1)及び(3)において、建築物の利用形態及び周囲の状況からみて、必要台数分の駐車場もしくは駐輪場を敷地内に設置する必要がないと認めた場合はこの限りでない。

**16 要綱第17条の住民生活の安全を守る施設等の整備は、次に定めるところによる。**

(1) 事業区域又はその境界に河川又は道路の行き止まり若しくは自動車等の通行に危険を伴う箇所があるときは、ガードレール等を設置すること。

(2) 事業区域周辺に幼児の水禍のおそれのある河川等の自然の地形又は用水等があるときは、防護柵を設置すること。

(3) 左右の確認が困難な交差点にはカーブミラーを設置すること。

(4) 事業区域内の道路には、必要とする箇所に防犯灯を設置すること。

**付 則**

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

**付 則（平成23年8月22日改正）**

この細則は、平成23年9月1日から施行する。

**付 則（平成26年4月28日改正）**

この細則は、平成26年5月7日から施行する。

**付 則（平成27年3月24日改正）**

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

**付 則（平成28年3月30日改正）**

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

**付 則（平成28年5月2日改正）**

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

**付 則（平成30年3月30日改正）**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(様式 第1)

(表)

平成 年 月 日	
<b>事前協議申出書</b> (□新規・□変更)	
一宮市長 様	
住所 氏名 (名称及び代表者氏名) <span style="float: right;">⑩</span>	
電話	
一宮市住宅事業等に関する指導要綱第3条の規定に基づき、次のとおり協議を申し出ます。	
<b>【事業計画概要】事業区分(要綱第2条) :</b> ( )	
事業者	住所氏名 (名称及び代表者氏名) <span style="float: right;">電話</span>
設計者	住所氏名 (名称及び代表者氏名) <span style="float: right;">電話</span>
工事施工者	住所氏名 (名称及び代表者氏名) <span style="float: right;">電話</span>
事業の名称	
主要用途	標示板設置年月日 平成 年 月 日
土地の所在	
地目・面積	
建築物の概要	構造・階数 <span style="float: right;">最高高さ m</span>
	建築面積 m <sup>2</sup> <span style="float: right;">建蔽率 %</span>
	延べ面積 m <sup>2</sup> <span style="float: right;">容積率 %</span>
<b>1 住宅事業に該当するもの</b> (住戸以外の用途: □有 ( ) □無 ( ))	
事業区分 計画戸数	□集合住宅: 一般形式住戸 ( ) 戸、ワンルーム形式住戸 ( ) 戸 計 ( ) 戸 [・分譲 ( ) 戸 ・賃貸 ( ) 戸] 併設の場合の算定戸数 ( ) 戸
	□集団住宅: 宅地分譲 ( ) 区画、戸建分譲 ( ) 区画 計 ( ) 区画 * 計画人口: ( ) 人/戸 × ( ) 戸 = ( ) 人 ( ) 人/戸 × ( ) 戸 = ( ) 人 ( ) 人/戸 × ( ) 戸 = ( ) 人 計 ( ) 人
<b>2 第2条(2)イに該当するもの</b>	
営業予定者	住所
	氏名 (名称及び代表者氏名) <span style="float: right;">電話</span>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の名称 (仮称も可):</li> <li>・ 従業員数:</li> <li>・ 施設の規模 (パチンコ店はパチンコ台数):</li> <li>・ 開業予定年月日:</li> <li>・ 営業時間:</li> <li>・ 駐車駐輪台数:</li> </ul>	
建築物の敷地周辺にある学校、病院等 (※)	50(30)メートル以内の区域 100(70)メートル以内の区域
	50(30)メートルを超える区域 100(70)メートルを超える区域

(裏)

区 域	□市街化区域 □市街化調整区域 <span style="float:right">[都市計画課]</span>		
地域地区等	・用途地域：□第一種低層住居専用 □第一種中高層住居専用 □第一種住居 □第二種住居 □準住居 □近隣商業 □商業 □準工業 □工業 □工業専用 □指定なし ・防火地域：□防火 □準防火 □指定なし ・都市計画道路(建設敷地内)：□有(□許可要・□許可不要) □無 ・駐車場附置義務条例：□対象地域内(□附置要・□附置不要) □対象地域外[都市計画課] ・住居表示：□区域内 □区域外 <span style="float:right">[区画整理課]</span>		
	・特定都市河川浸水被害対策法：□区域内(□許可要・□許可不要) □区域外 <span style="float:right">[治水課]</span> □その他( )		
	・生産緑地地区：□地区内 □地区外 <span style="float:right">[農業振興課]</span>		
	幅員：東( . m)、西( . m)、南( . m)、北( . m) 区域内道路： <span style="float:right">[道水路管理課]</span>		
占用許可	□有( ) □無		
施工承認	□有( ) □無		
公園・緑地・遊び場の計画	種 別		設置遊具等
	面 積	m <sup>2</sup>	管 理 者
給水計画	供 給	□市水道 □( )簡易水道組合	
	本 管	φ	mm
	引 込 管	φ	mm
	受 水 槽 高架水槽		
排水計画	雨 水	放 流 先	□下水道(本管：φ mm 取付管：φ mm) □その他( )
		雨水対策	□貯留槽 □透水性舗装 □浸透枳
	雑 排 水	放 流 先	□下水道(本管：φ mm 取付管：φ mm) □その他( )
し尿処理	□下水道(□合流式 □分流式) □合併浄化槽 □その他( )		
消防施設	消防活動用空地	□有 □無	
	防 火 水 槽	□有( 管理) □無	
	消 火 栓	□有( 管理) □無	
集会施設	□有( 管理) □無		
ごみ集積場	□有( 管理) ( )m×( )m=( )m <sup>2</sup> □無		
駐 車 場	( )台分 …うち機械式駐車場( )台分 駐車場附置義務条例に基づく台数( )		
町内会関係	( )町会長と協議		
学校関係	( )学校(園)長と協議		
取壊し建物	□有 □無		
公害対策	電波障害対策		
	基礎工法		
	そ の 他		
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
備 考			

- 備考 1 該当する項目について記入してください。なお、上記欄の記載以外に関係各課と調整した結果についても、関係各課等との調整結果報告書に詳細記載の上添付してください。
- 2 ※は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例による。

(表1) 事前協議申出書の添付図書一覧

【提出書類及び添付図書】

- 事前協議申出書：2部（正本・副本）

事前協議申出書に加え、下記の全てのもの（○印のあるもの）

- ・ A4版折で左綴じ

- 建築物等協議会用資料：20部

事前協議申出書の写しに加え、下記のうち1～22で○印のあるもの

- ・ A4版折で左綴じ
- ・ 図面についてはA3版に縮小可
- ・ できるだけ両面印刷で（地球温暖化防止・省資源の観点から）

○印：必要添付図書

	添付図書	明示すべき事項	事業区分（要綱第2条）							
			(1)		(2)			(3)	(4)	(5)
			ア～ウ	エ	ア	イ	ウ			
1	案内図(1/2500)	申請地、駐車場用地、風俗営業施設については、50、100m等ラインと対象施設(名称、距離記入)、通学路の経路、工事車両の経路、防火水槽、消火栓の位置表示。	○	○	○	○	○	○	○	○
2	公図の写し	法務局又は本庁舎（資産税課）で入手。申請地が接する道路又は水路が別図の場合は別図も添付。	○	○	○	○	○	○	○	○
3	実測図	公簿面積と実測面積が異なる場合に添付。	○	○	○	○	○	○	○	○
4	配置図(1/200程度)	敷地寸法、道路後退線、境界から建物までの寸法表示。河川、水路、鉄道敷、道路（名称、車道、歩道及び幅員、側溝等の種別、植栽樹・電柱等の位置、縁石・ガードレール等の位置）、乗入口、施工承認の内容（歩道の切下げ、植栽樹の移転、縁石・ガードレール等の移転及び撤去、水路又は側溝の布設及び布設替え、側溝の補強等）、占用許可（埋設管、架橋等）の内容、構造及び区間の表示。建物位置、大きさ、外構（フェンス等。敷地境界線全周の部分を含む。）の位置、種別、構造、大きさ、高さ表示。駐車場（駐輪場を含む）の位置、大きさ、台数の表示、「アイドリングストップ」周知看板位置。公園等、遊び場等の位置、面積の表示。遊具等の位置、名称の表示。ごみ集積場の位置、大きさ、面積、構造、高さの表示。消防活動用空地の位置、大きさ表示。	○	○	○	○	○	○	○	○
5	面積計算書	建築面積、床面積についての面積表（根拠図面も添付）。	○	○	○	○	○	○	○	
6	各階平面図(1/100)	間取り、各室の用途の表示。	○		○	○	○	○	○	



(様式 第2)

## 事業計画書

	配慮項目	対応計画（できるだけ具体的に）
1	電波障害対策	
2	工事期間中の通学路等の安全対策	
3	完成後の通学路等の安全対策	
4	工事期間中の駐車、騒音・振動・粉じん等に関する周辺住民への配慮	
5	雨水対策（透水性舗装、浸透柵、貯留槽等）	
6	駐車場の確保	
7	工事車両等工事中の安全対策	
8	夜間照明による周囲の農作物や住宅への悪影響に対する防止対策	
9	広告物の設置計画	
10	30戸以上のワンルーム形式住戸を有するものにあつては、建物完成後における管理に関する事項及び連絡先の明示（連絡先看板設置）計画	
11	風俗営業等のパチンコ店、ゲームセンターにあつては、風俗営業の許可の見込み（一宮警察署）	
12	公衆浴場法によるスーパー銭湯にあつては ア ボイラーの騒音対策 イ 煙突、エアコン室外機の設置位置について近隣住宅への配慮をした計画 ウ 公衆浴場法、愛知県条例及び食品衛生法等に基づく計画	
13	高さ 31 メートルを超える工作物（携帯電話の中継無線塔等）の新設にあつては、伝搬障害防止区域との関係を配慮した計画	
14	廃棄物処理施設にあつては、法第 51 条ただし書きの許可の見込み	

備考 該当する項目について記入してください（必要に応じて図面等、資料を添付してください）。

(様式 第3) 事前協議申出書に関する関係各課等との調整結果報告書

報告者(申出者)住所

氏名

㊞

電話

(設計者)住所

氏名

㊞

担当者氏名

㊞

電話

関係各課又は関係機関 (担当者名)	調整年月日	調整事項	対応策

- 備考
- 1 関係各課等及び調整事項は別表による。
  - 2 関係各課等の調整にあたっては、現況及び具体的な内容を示す図書、事業計画書等を基に調整を図ってください。
  - 3 対応策欄は、調整結果について具体的内容を記載してください。

(別表) 事前協議申出書に関する関係各課等との調整事項

○印：事前調整をしてください

関係各課等	調整事項	事業区分(要綱第2条)							
		(1)		(2)			(3)	(4)	(5)
		ア ウ	エ	ア	イ	ウ			
都市計画課(本庁舎：8階) TEL 28-8632	用途地域、防火地域、都市計画施設(公園・道路等)、生産緑地、駐車場附置義務条例、まちづくり協定、景観条例、市街地再開発事業等	○	○	○	○	○	○	○	○
区画整理課(本庁舎：8階) TEL 28-8633	住居表示、土地区画整理事業等	○	○	○	○	○	○	○	○
公園緑地課(本庁舎：8階) TEL 28-8636	1,000㎡以上の公園等・遊び場等、屋外広告物条例	○	○	○	○	○	○	○	○
道水路管理課(本庁舎：8階) TEL 28-8637	道路の幅員、市道路拡幅、排水放流、道路・水路占用許可、承認工事(乗入れ、水路・側溝の新設、改修)、交通安全施設、都市計画法第32条の協議等	○	○	○	○	○	○	○	○
道路課(本庁舎：8階) TEL 28-8639	道路(都市計画道路を除く)拡幅計画等	○	○	○	○	○	○	○	○
治水課(本庁舎：8階) TEL 28-8642	河川法、雨水治水対策、河川及び水路改修等	○	○	○	○	○	○	○	○
建築指導課(本庁舎：7階) TEL 28-8644	建築確認、開発等許可、要綱による駐車場等設置、交通安全対策(工事中・営業時)、電波障害対策、近隣等への説明、標示板設置、建物完成後の連絡先看板設置、廃棄物処理施設の法第51条の許可の見込み等、建設リサイクル法関係	○	○	○	○	○	○	○	○
学校教育課(本庁舎：4階) TEL 85-7072 85-7073	通学路の安全対策(詳細は、各小・中学校となりますので、事前に電話で内容の確認をしてください。)	○	○	○	○	○	○	○	○
環境保全課 (奥町：環境センター内) TEL 45-7185	公害発生防止対策の確認(騒音、振動、水質汚濁等)、土壌汚染、公害関連法に基づく届出、光害対策ガイドライン(屋外照明環境)	○	○	○	○	○	○	○	○
市民協働課(本庁舎：9階) TEL 28-8954	町内会関係(町会長等の確認、町内会加入)	○	○	○	○	○	○	○	○
清掃対策課 (奥町：環境センター内) TEL 45-7004	・ごみ収集、ごみ集積場等：「共同住宅におけるごみ集積場の設置について」(別紙1)	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援課(本庁舎：2階) TEL 28-9022	1,000㎡未満の公園・遊び場 ・集合住宅の遊び場等：「集合住宅に設置する遊び場等について」(別紙2)	○	○						



関係各課等	調 整 事 項	事業区分（要綱第2条）							
		(1)		(2)			(3)	(4)	(5)
		ア～ウ	エ	ア	イ	ウ			
企業立地推進課（本庁舎：9階） TEL 28-8982	企業立地の奨励措置 工場立地法の届出（建築面積3,000㎡以上又は敷地面積9,000㎡以上の工場）			○					
農業振興課（本庁舎：9階） TEL 28-9137	生産緑地、農業振興地域内における農地転用、その他の農地転用等	○	○	○	○	○	○	○	○
給排水設備課（本庁舎：10階） TEL 28-8660	上下水道給水及び検針方式、下水道排水及び整備計画等本管への接続、上下水道の供用開始予定等 ・給水装置・排水設備事前協議書 （別紙3）	○	○	○	○	○	○	○	
博物館（大和町） TEL 46-3215	埋蔵文化財	○	○	○	○	○	○	○	○
予防課（消防本部） TEL 72-1281	消防設備等、消防用進入路、消防活動用空地、消防水利（防火水槽、消火栓）： ・「消防用設備等技術基準」	○	○	○	○	○	○	○	
一宮警察署生活安全課 TEL 24-0110	風俗営業許可の見込み（施設からの距離規制等）、駐車場の確保等				○				
一宮保健所 TEL 72-0321	公衆浴場法、食品衛生法の確認等				○	○			
総務省東海総合通信局 TEL 052-971-9621	伝搬障害防止区域内の地表31mを超える高さの建築物の建築等	○		○	○	○	○	○	○
一宮警察署交通課規制係 TEL 24-0110	道路計画（拡幅、新設）、出入口、交通安全施設等	○	○	○	○	○	○	○	○
県一宮建設事務所 TEL 72-1411	県道の承認工事、2級河川における河川法許可等	○	○	○	○	○	○	○	○
町会長等	町会長 地元説明、町内会加入	○	○	○	○	○	○	○	○
農事組合長等	排水承諾の見込み ※道水路管理課にて排水先を確認、該当する場合に必要	○	○	○	○	○	○	○	
その他									

備考 風俗営業施設以外については、調整する関係各課等について、建築指導課と事前に協議のこと。

(別紙1)

## 集合住宅におけるごみ集積場の設置について

### 1. 集合住宅を建築される方へ

- (1) ごみ集積場については、町内の既存の集積場を利用するか、集合住宅の敷地内に新たに集積場を設置するかを、町内会（町会長）と協議してください。
- (2) 設計時点で町内会（町会長）と協議した結果、集合住宅の敷地内に新しくごみ集積場を設置すると決定したときは、直ちに清掃対策課 収集・指導グループ（一宮市奥町字六丁山 52番地 一宮市環境センター 電話 45-7004）へご連絡くださると共に別途協議願います。
- (3) 清掃対策課 収集・指導グループとの事前協議のないまま設置された場合は、収集できませんのでご注意ください。

### 2. 新しくごみ集積場を設置する上での注意事項

- (1) ごみ集積場を設置する場合は、道路に面して開口部を広く取っていただき、奥行き2m迄として、1世帯につき0.3㎡以上（ワンルームタイプは0.15㎡以上）のスペースを確保してください。なお、土地の有効利用のため、ごみ集積場として使用しない時は、駐車スペースとしてご利用いただいても構いません。万が一、スペースがない場合は、話し合いで決めさせていただきます。
- (2) 公道との高低差をなくしてください。
- (3) 電柱・標識等が収集を妨げるような場所は避けてください。
- (4) 収集車が通行できる場所をごみ集積場にしてください。ただし、交差点から5m以内の場所、および、車の通行の妨げとなり事故等の危険がある場所は避けてください。
- (5) 夜間の不法投棄を避けるため、ブロック等で周囲を囲う等、明らかにごみ集積場と分かる構造は避けてください。（ブロック等で周囲を囲う場合は3段まで）
- (6) 歩道に面する場所は収集車の乗り入れができませんので避けてください。
- (7) ごみ集積場の設置については、近隣の了解を得てください。

### 3. 集合住宅の管理者は、入居前に清掃対策課にて、資源ごみ回収カレンダー・分別パンフレット等の配布物を受け取り、入居者への説明会の際に配布すると共に、ごみ出しルールの徹底を行ってください。

### 4. 新しくごみ集積場を設置される場合は、清掃対策課から「ごみ収集申込書」を取り寄せ、町会長の署名又は町会長印(捺印)をいただいたうえで、清掃対策課へ申請してください。

お問合せ先：一宮市環境部清掃対策課  
収集・指導グループ  
電話 0586-45-7004

## (別紙2)

# 集合住宅に設置する遊び場等について

## 1. 遊び場等の面積、位置、形状、使用について

### (1) 面積

ア 遊び場等は、次の算式による面積以上を確保すること。

遊び場等の面積 =  $3 \text{ m}^2 \times \text{一般形式住戸の戸数} \times (1 - \text{建蔽率})$

例) 第一種住居地域 (建蔽率 60%) で 50 戸の場合 :

$$3 \text{ m}^2 \times 50 \text{ 戸} \times (1 - 0.6) = 60 \text{ m}^2$$

例) 商業地域 (建蔽率 80%) で 50 戸の場合 :

$$3 \text{ m}^2 \times 50 \text{ 戸} \times (1 - 0.8) = 30 \text{ m}^2$$

### (2) 位置

ア 遊び場等は、平地に設けることを原則とし、建物の屋上、室内等の箇所には設けないこと。

イ 遊び場等は、原則道路に面する側に設置のこと。ただし、道路と直接接する箇所に設置の場合は、安全対策として 1.2m 以上のフェンス等の措置を講ずること。

ウ イによることが困難な場合は、通路を設けて接続するものとする。この場合、死角をつくらないようにすること。

エ ウの通路は 1.2m 以上の幅員とし、遊び場等の面積に加算しないこと。

### (3) 形状

ア 遊び場等は、原則として正方形又は矩形とし、一団地とすること。

イ 遊び場等には、面積の 30% 以内の緑地を設けることができる。

### (4) 使用

ア 遊び場等は、一般の利用に配慮すること。

## 2. 施設の技術管理

(1) 遊び場等の施設は、安全面に配慮すること。

(2) 遊び場等は、建物からの落下物に対する防止対策を講ずること。

(3) 遊び場等には、原則としてベンチ等の休息施設を設けること。

(4) 遊び場等には、車両が入れない構造とすること。

(5) 遊び場等の中には、集合住宅等のエントランスを設けないこと。

(6) 遊び場等は、適当な植栽・花壇等憩いの場としての配慮に努めること。

## 3. 管理

(1) 遊び場等の管理は自主管理とする。

(2) 遊び場等の施設は、良好な状態に保ち、維持すること。

お問合せ先：一宮市こども部子育て支援課

児童育成グループ

電話 0586-28-9022

一宮市まちづくり部建築指導課

建築安全推進グループ

電話 0586-28-8644

(別紙3)

### 給水装置・排水設備事前協議書

建築場所				敷地面積	m <sup>2</sup>
建物名				建築主	
建築概要	<input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
建物階数	階	戸数	戸	計画人数	人/戸× 戸= 人
予定工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	建物等協議会	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し

#### 【給水】

水道本管	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種	消火栓の新設 (消防との協議結果)	<input type="checkbox"/> 有り
	<input type="checkbox"/> 無し	【本管布設工事については別途協議が必要。】		<input type="checkbox"/> 無し
既設 給水装置	<input type="checkbox"/> 有り	公道部分	<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種	<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種
			<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種	<input type="checkbox"/> 径 φ mm 管種
	<input type="checkbox"/> 有り	宅地内部分	メーター <input type="checkbox"/> 径 φ mm 数量	メーター <input type="checkbox"/> 径 φ mm 数量
			メーター <input type="checkbox"/> 径 φ mm 数量	メーター <input type="checkbox"/> 径 φ mm 数量
<input type="checkbox"/> 無し	【新規給水装置工事費は申請者のご負担です。】			
給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧方式	<input type="checkbox"/> 3階直圧なし <input type="checkbox"/> 3階直圧あり【別途協議が必要です。】 <input type="checkbox"/> 協議済 <input type="checkbox"/> 協議前 引込管口径 φ mm メーター口径 φ mm 個数 個 【月間使用量 φ mm 個数 個 以下であること】		
	<input type="checkbox"/> 受水槽方式	計画1日使用水量(受水槽) ℓ/日= ℓ/人・日×人 受水槽有効容量 m <sup>3</sup> 【計画1日使用推量(受水槽)の4/10~6/10】 計画1日使用水量(直圧部) ℓ/日= ℓ/人・日×人		
	<input type="checkbox"/> 受水槽+直圧 併用方式	引込管口径 φ mm φ mm メーター口径 φ mm 個数 個 【月間使用量 φ mm 個数 個 以下であること】 φ mm 個数 個 注) 受水槽は保守点検が容易にできるスペースを確保してください。		
	<input type="checkbox"/> 直結増圧方式	【水圧調査依頼と直結増圧給水協議が必要。】 <input type="checkbox"/> 水圧調査依頼前 <input type="checkbox"/> 水圧調査回答があるが協議前 <input type="checkbox"/> 協議済 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
<input type="checkbox"/> 直結増圧+直圧 併用方式	注) 直結増圧給水協議により回答が可の場合のみ直結増圧給水が認められます。 引込管、メーター口径についても直結増圧給水協議により決定してください。			
検討方式	<input type="checkbox"/> 各戸検針			
	<input type="checkbox"/> 親メーター検針	<input type="checkbox"/> 集中検針あり【営業課と協議が必要です。】 <input type="checkbox"/> 集中検針なし		
	<input type="checkbox"/> 未定	計画が決まり次第再度協議を行ってください。		
その他	※ 給排水設備図が出来たら、建物等協議会に諮る前に上下水道部と協議してください。			

## 【排水】

排水方法	<input type="checkbox"/> 公共下水道（一般区域）	<input type="checkbox"/> 合流式	<input type="checkbox"/> 区域内扱い
	<input type="checkbox"/> 公共下水道（特定区域）	<input type="checkbox"/> 分流式	<input type="checkbox"/> 区域外【別途協議が必要です。】
	<input type="checkbox"/> 浄化槽		
特定事業場	<input type="checkbox"/> 該当する 【西部・東部浄化センターとの協議が必要です。】		
	<input type="checkbox"/> 該当しない 注) 排水設備の計画確認申請の手続きの前に各種届出が必要となります。		
受益者負担金	【営業課へ問合せしてください。】 区域内扱い、区域外については「下水道事業受益者負担金納付誓約書」が必要です。		
公共下水道管	<input type="checkbox"/> 有り		
	口径 φ mm 管種		
	口径 φ mm 管種		
	<input type="checkbox"/> 申請者により公共下水道管路施設及び下水取付管を設置する 【都市計画法第32条による協議が必要です。】		
既設取付管	口径 φ mm 管種	箇所数	
	口径 φ mm 管種	箇所数	
	注) 必ず現地で確認してください。公費で行える取付管工事の箇所数は現地確認後に決定しますが、申し込みから完了まで3ヶ月かかることもあります。		
阻集器	<input type="checkbox"/> グリース阻集器	<input type="checkbox"/> オイル阻集器	<input type="checkbox"/> サンド阻集器
	<input type="checkbox"/> ランドリー阻集器	<input type="checkbox"/> プラスタ阻集器	<input type="checkbox"/> ヘア阻集器
	<input type="checkbox"/> 設置なし 注) 阻集器は定期的に清掃してください。		
ビルピット	<input type="checkbox"/> 有り		
	有効容量 = 地階部の1日平均排水量 / 地階部の1日当たり給水時間 × 2.0~2.5 = (m) / (h) × 【時間当たり最大排水量以下であること】		
	・槽の実高は有効貯水高の1.5~2.0倍程度 ・ビルピットは汚泥等の残量を少なくし、槽内貯留時間を短くし、悪臭の防止に努めてください。		
	<input type="checkbox"/> 無し		
その他	※ 給排水設備図が出来たら、建物等協議会に諮る前に上下水道部と協議してください。		

協議日	平成 年 月 日
協議依頼者	住所
	氏名
	電話
給排水設備担当者	

(様式 第4)

## 事前協議結果（指示）通知書

平成 年 月 日

様

一宮市長 ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日付けで協議の申出がありましたこのことについて、協議結果は下記のとおりです。なお、指示事項については、再度検討の上、回答してください。

### 記

1 事業者の住所及び氏名

住 所

氏 名

2 事業の名称及び事業場所

名 称

場 所

3 協議結果及び指示事項

(様式 第5)

## 事前協議結果（最終）通知書

平成 年 月 日

様

一宮市長 ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日付けで協議の申出がありましたこのことについて、協議結果は下記のとおりです。

### 記

1 事業者の住所及び氏名

住 所

氏 名

2 事業の名称及び事業場所

名 称

場 所

3 協議結果（最終）

- 道路復旧について、工事施工に際しては施工前後の調査を十分にされ、本工事に起因する場合、復旧に責任を持って対処されたい。
- 特殊車両の出入り等について、必要な許可を取得し、法令を遵守されたい。
- 工事の際、振動・騒音・交通等十分な配慮をされたい。
- 地元との調整に当たっては、誠意を持って責任ある対応をされたい。



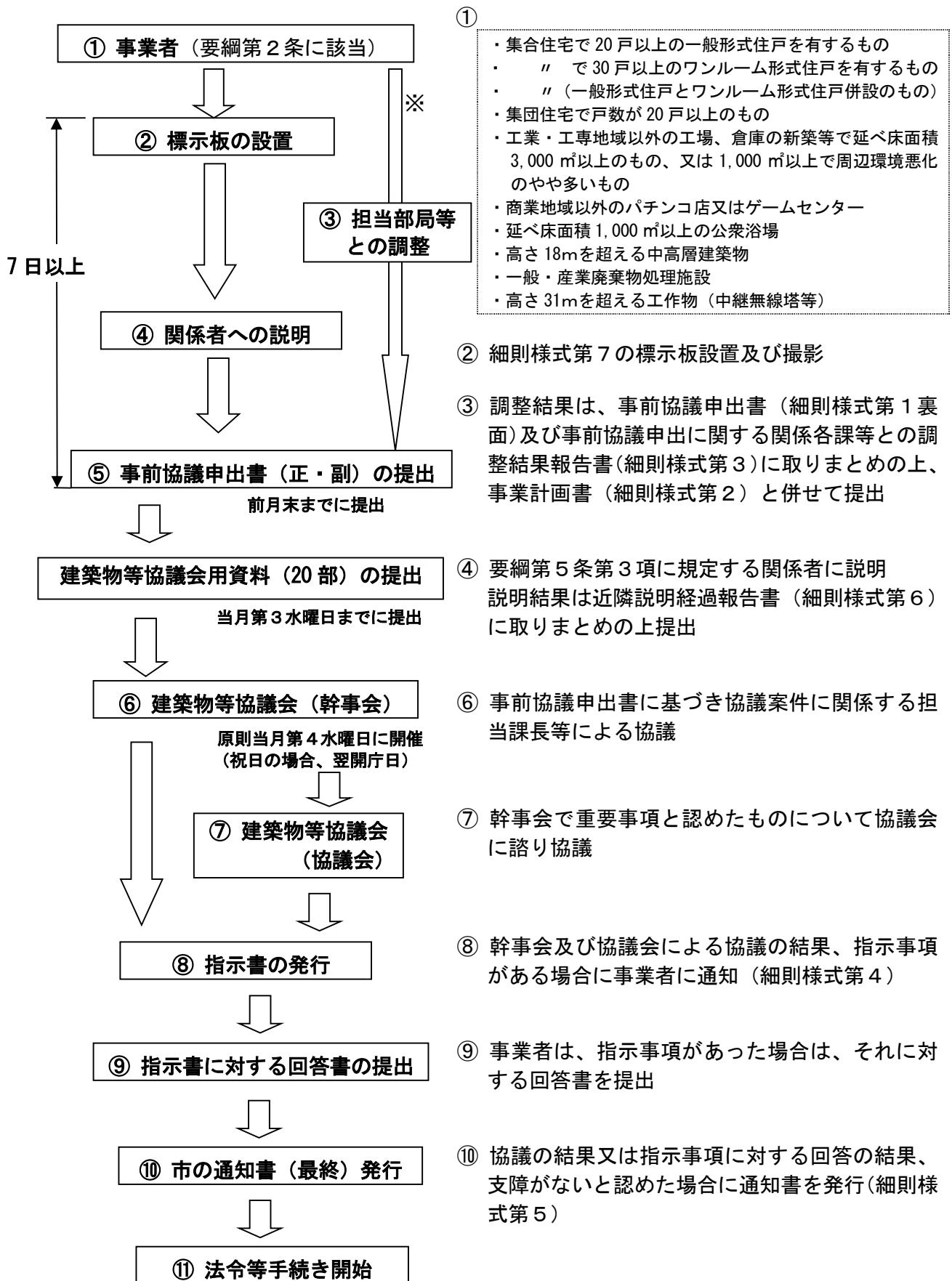


(様式 第7) 標示板の様式

事業計画のお知らせ				
事業の名称				
事業地の地名地番				
事業区分※				
事業面積※		m <sup>2</sup>	区画数※	
建築物の概要	用途		敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	構造		基礎工法	
	階数	地上階 / 地下階	高さ	
工期	着工予定	平成 年 月 日	完了予定	平成 年 月 日
事業者	住所 氏名	電話		
設計者	住所 氏名	電話		
施工者	住所 氏名	電話		
この標示板を設置した日		平成 年 月 日		
上記事業計画についての説明の申出は、下記へご連絡下さい。 (連絡先)				
電話				

- 備考 1 ※印欄は住宅事業の場合に記入してください。  
 2 大きさは、縦横とも 90 センチメートル以上とする。

## ◇ 指導要綱による手続きの流れ



①

- ・集合住宅で20戸以上の一般形式住戸を有するもの
- ・ " で30戸以上のワンルーム形式住戸を有するもの
- ・ " (一般形式住戸とワンルーム形式住戸併設のもの)
- ・集団住宅で戸数が20戸以上のもの
- ・工業・工専地域以外の工場、倉庫の新築等で延べ床面積3,000㎡以上のもの、又は1,000㎡以上で周辺環境悪化のやや多いもの
- ・商業地域以外のパチンコ店又はゲームセンター
- ・延べ床面積1,000㎡以上の公衆浴場
- ・高さ18mを超える中高層建築物
- ・一般・産業廃棄物処理施設
- ・高さ31mを超える工作物(中継無線塔等)

② 細則様式第7の標示板設置及び撮影

③ 調整結果は、事前協議申出書(細則様式第1裏面)及び事前協議申出に関する関係各課等との調整結果報告書(細則様式第3)に取りまとめの上、事業計画書(細則様式第2)と併せて提出

④ 要綱第5条第3項に規定する関係者に説明  
説明結果は近隣説明経過報告書(細則様式第6)に取りまとめの上提出

⑥ 事前協議申出書に基づき協議案件に係る担当課長等による協議

⑦ 幹事会で重要事項と認めたものについて協議会に諮り協議

⑧ 幹事会及び協議会による協議の結果、指示事項がある場合に事業者へ通知(細則様式第4)

⑨ 事業者は、指示事項があった場合は、それに対する回答書を提出

⑩ 協議の結果又は指示事項に対する回答の結果、支障がないと認めた場合に通知書を発行(細則様式第5)

※ 事前協議の申出にあたっては、日程等詳細について事前に建築指導課と調整を図ること